

県庁外来駐車場をご利用される方へ

○ 利用時間

平 日 午前8時から午後7時10分まで
(入場は午後6時まで)

※ 土・日・祝日 午前8時から午後6時10分まで
(入場は午後6時まで)

土・日・祝日は、県立図書館の臨時駐車場としてご利用いただけます。

ご注意ください! 高さ2m以上の車両は、駐車場内へ進入できません。

○ 利用料金

1時間につき100円

※ 県庁への用務のため県庁外来駐車場を利用される場合は、次のとおり駐車券に「認証」を受けると、駐車場使用料が無料になります。

1 県庁での用務時間のうち、最初の1時間までの駐車場使用料が無料になる場合（1時間無料）

◇ 手続き

- ① 駐車券を、県庁舎1階に設置している「割引認証機」にお通してください。
「割引認証機」設置場所 別紙のとおり
- ② 精算機に認証済みの駐車券を挿入し（不足分の駐車場使用料があれば、お支払いください）、出場してください。

2 県庁での用務時間中の駐車場使用料が全額無料になる場合（所要時間無料）

(1) 対 象

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は、同伴の介護者が自動車を駐車するとき
- ・国、又は地方公共団体公用車を駐車するとき
- ・県が主催する委員会の委員等が、委員会に出席するために自動車を駐車するとき

(2) 手続き

- ① 県庁内用務先の課（室）職員に駐車券と身体障害者手帳等を提示いただき、所要時間無料の対象となる旨をお伝えください。

ご注意ください! 上記お申し出がない場合、所要時間無料にはなりません。

- ② 用務先の課（室）職員が、確認の上、駐車券に課名を押印します。
- ③ 課名が押印された駐車券を、県庁舎1階の総合案内（又は地下1階守衛室）で提示してください。（駐車券に認証処理を行います。）
- ④ 精算機に認証処理された駐車券を挿入し、出場してください。

県庁舎 1階 割引認証機（1時間割引） 設置場所

